

ひとり親家庭 自立支援事業費補助金



就業支援のご案内

■福祉事務所 子ども家庭相談係 ☎57-8509

対象となる方

- 香南市に在住で児童扶養手当を受給している、もしくは同程度の所得水準にあるひとり親の方
- 過去にこの給付金を受給していない方

指定講座の受講料や受講期間中の生活に必要な経費などの補助をします。
主体的な能力開発の促進や生活不安の解消を図り、ひとり親の自立を支援します。



まずは事前に相談を

受講期間や受講講座によって、補助の内容が変わる場合があります。詳しい状況を聞いて補助の内容をお伝えしますので、申請される場合は福祉事務所 子ども家庭相談係まで、まずはご相談ください。

① 自立支援教育訓練給付金事業

資格や技能を取得するため認められた一定の講座（ハローワークのHP参照）等を受講する際に支払った受講料など経費の一部を助成します。
また、雇用保険の教育訓練給付金の支給を受ける方は上限の範囲内で費用の差額を支給します。

補助額

受講料の60%相当額

- ※上限は講座等の種類に応じて20万円または160万円
- ※1万2千円以下は対象外

② 高等職業訓練促進給付金等事業

定められた資格を取得するために1年以上（令和3年4月1日～令和5年3月31日までに就業を開始する方は、6カ月以上）のカリキュラムの受講をする場合に、受講期間中の生活費や入学費など経費の一部を助成します。

対象資格

看護師（准看護師含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、美容師、理容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、栄養士、自動車整備士、臨床工学士、歯科衛生士、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

補助額

種類	支給期間・時期	支給額	
生活費の補助	修業する期間の全期間（上限4年、資格の種類により異なる）	市民税非課税世帯	月額10万円
		市民税課税世帯	月額7万500円
		※修業期間の最後の12カ月は4万円加算	
入学費の補助	修業施設卒業後	市民税非課税世帯	5万円
		市民税課税世帯	2万5千円

しつけ

子どもが社会において自立した生活を送れるよう大人がサポートすること

体罰

恐怖や痛みで子どもをコントロールして従わせること

- 体罰は子どもの成長や脳の発達に悪影響を与えることが科学的に明らかになっています
- 体罰は子どもの権利侵害に当たる行為であり、法律で禁止されています

すこやかな 子育て

～しつけと体罰の違い～

子どもと上手にかかわる5つのヒント



子どもの気持ちや考えに耳を傾けてみましょう

子どもは「受け止めてもらえた」ことで気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。



肯定文で分かりやすくときには一緒にお手本を

「いっしょにやろうか」など一緒に取り組むことでやり方を教えることもできます。

「言うことをきかない」にもいろいろあります

大人の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることが分からないなど、いろいろな理由があります。



よいこと、できていることを具体的に褒めましょう

褒められることで子どもは自信をもって主体的に活動できるようになります。

子どもの成長や発達には個人差があります

それぞれ差があることを理解してそれに応じたサポートをすることが大切です。



11月は児童虐待防止月間です

「もしかして？」ためらわないで！189（いちはやく）

あなたの一本のお電話で救われる子どもがいます。連絡は匿名で行うことができ、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

●児童相談所全国共通ダイヤル（フリーダイヤル）

虐待対応ダイヤル
いちはやく
☎ 189

相談専用ダイヤル
いちはやく・おなやみを
☎ 0120-189-783

●高知県中央児童相談所

☎ 088-821-6700

●香南市子ども家庭総合支援拠点

市役所2F 福祉事務所内（平日8:30～17:15）

☎ 0887-57-8509